

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【公表番号】特表2015-526497(P2015-526497A)

【公表日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-529082(P2015-529082)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/196	(2006.01)
A 6 1 K	31/216	(2006.01)
A 6 1 K	31/195	(2006.01)
A 6 1 K	31/36	(2006.01)
A 6 1 K	31/426	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	31/196	
A 6 1 K	31/216	
A 6 1 K	31/195	
A 6 1 K	31/36	
A 6 1 K	31/426	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月26日(2016.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

選択的ベータ-3アドレナリン受容体アゴニスト化合物を含む、肺高血圧症の治療及び
/又は予防のために用いられる医薬。

【請求項2】

前記選択的アゴニストが、

B R L 3 7 3 4 4、
 C L 3 1 6 2 4 3、
 A Z 0 0 2、
 B M S 1 8 7 2 5 7、
 L - 7 5 5 5 0 7、
 L - 7 5 0 3 5 5、

F R - 1 4 9 1 7 5、
 G W 4 2 7 3 5 3 (ソラベグロン)、
 Y M 1 7 8 (ミラベグロン)、
 C R 5 8 6 1 1、
 S R 5 8 6 1 1 A (アミベグロン)、
 S R 5 9 1 0 4 A 及び
 S R 5 9 1 1 9 A、

並びにそれらの薬学的に許容可能な塩からなる化合物群より選択される、請求項 1 に記載の医薬。

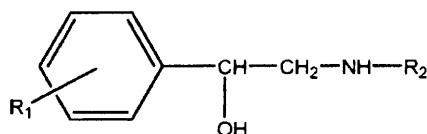
【請求項 3】

前記選択的アゴニストがフェニルエタノールアミンである、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 4】

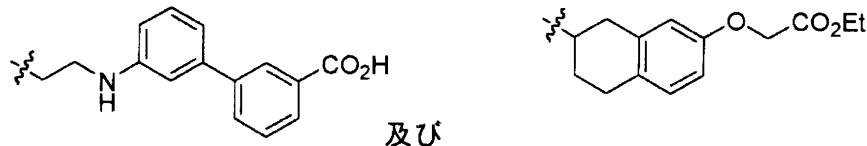
前記選択的アゴニストが下記一般式：

【化 1】



(式中、 R_1 は水素又はハロゲンを表し、 R_2 は任意に置換されてもよいアラルキル又は

【化 2】



から選択されるラジカルである)

を有する化合物である、請求項 3 に記載の医薬。

【請求項 5】

R_1 がメタ位の塩素である、請求項 4 に記載の医薬。

【請求項 6】

R_2 が、任意にフェニル置換されてもよい 1 - メチル - 2 - フェニルエチルラジカルである、請求項 4 に記載の医薬。

【請求項 7】

前記選択的アゴニストが C L 3 1 6 2 4 3 及び B R L 3 7 3 4 4、又はそれらの薬学的に許容可能な塩から選択される、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 8】

前記選択的アゴニストがナトリウム塩の形態の B R L 3 7 3 4 4 である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 9】

R_1 が水素である、請求項 4 に記載の医薬。

【請求項 10】

R_2 が任意にフェニル置換されてもよい 2 - フェニルエチルラジカルである、請求項 4 に記載の医薬。

【請求項 11】

前記選択的アゴニストが Y M 1 7 8 (ミラベグロン) 又はその塩である、請求項 9 又は 10 に記載の医薬。

【請求項 12】

前記選択的アゴニストが G W 4 2 7 3 5 3 (ソラベグロン) 及び S R 5 8 6 1 1 A (ア

ミベグロン)、又はそれらの薬学的に許容可能な塩から選択される、請求項2～5のいずれか一項に記載の医薬。